

パートナーカード 年会費のご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員	永年無料
------	------

2025 年 12 月 9 日改定

パートナーカード会員特約

第 1 条(カードの名称)

本カードは、官公庁または団体もしくは法人(以下「導入法人」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。)が、パートナーカードの取扱いに関し、合意または契約を締結し発行するもので、カード名称は「パートナーカード」と称します。なお、本カードの機能は、当社が発行している「プレミオ」の機能に準じるものとします。

第 2 条(会員)

導入法人が選定する役職員で当社が定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)および本特約の内容を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が入会を承認した方を、パートナーカード会員(以下「会員」といいます。)とします。

第 3 条(カードの年会費)

本カードの年会費は、永年無料とします。

第 4 条(導入法人との合意または契約による制約事項)

当社と導入法人との合意または契約により、会員規約の定めにかかわらず、ショッピングにかかる一部の支払方式およびキャッシングサービスについて利用できない場合があります。

第 5 条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

1. 会員が導入法人を退職した場合。
2. 導入法人と当社との本カードの取扱いに関する合意または契約が解除された場合。

第 6 条(適用除外)

1. 会員規約中の次の規定は適用されないものとします。
 - ①カードローンに関する規定
 - ②家族会員に関する規定
2. 本カードはグローバルポイントも適用されないものとします。

第 7 条(適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。